



三鷹フットボール Jrユース アカデミー

<クラブ会員規約>

三鷹フットボールアカデミー

(名 称)

第 1 条 このクラブの名称を「三鷹フットボール ジュニアユース アカデミー」とする。

(以下、MFJアカデミー と略す。)

(主催団体)

第 2 条 このクラブの主催団体は「特定非営利活動法人 三鷹フットボールアカデミー」とする。

(以下、特定非営利活動法人 三鷹フットボールアカデミー を MFA と略す。)

(拠 点)

第 3 条 このクラブの拠点を「MFA」内に置く。

(目 的)

第 4 条 このクラブの目的は、MFAの目的に準じ、特に三鷹市における中学生年代サッカー選手の育成、青少年の健全育成に努める事を目標とする。

(会 員)

第 5 条 原則、三鷹市在住・在学及び三鷹少年サッカー連盟登録団体所属選手を優先会員対象とする。

(入会優先種別)

第 6 条 入会については、原則第5条に順じ先着順とするが、優先種別を以下の通りとする。

- (1)最優先を三鷹フットボールアカデミーメンバーとする。
- (2)第二優先を三鷹市少年サッカー連盟登録「団体推薦選手」とする。
- (3)第三優先を三鷹市少年サッカー連盟登録団体所属選手「個人申込者」とする。
- (4)上記全号以外の三鷹市在住・在学者及び近隣住民の入会希望者は、定員に満たない場合や代表が認めた場合は入会することが出来る。
- (5)その他の入会に関する事項は運営スタッフが審議し、代表が定める。

(退 会)

第 7 条 会員は、代表が別に定める退会届けを代表に提出し任意に退会することができる。

(休 会)

第 8 条 会員は、代表が別に定める休会届けを代表に提出し任意に休会することができる。
2 休部は月単位とし、長期休部の場合は2ヶ月目以降の会費を無料とする。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のひとつに該当する場合は、代表の判断により除名することが出来る。

- (1)この規約に違反したとき。
- (2)このクラブの名誉を傷つけ、また、目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決定の前に当該者に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)継続して3ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (3)除名されたとき。
- (4)本人が死亡、若しくは失そう宣告を受けた場合、または当クラブが消滅したとき。

(会 費)

第11条 会費はMFA総会にて別に定める。会員は年会費及び月会費を納入しなければならない。

(1)年会費は事業年度初め、あるいは入会時に納入しなければならない。

但し、年1回の納入とする。

(2)月会費は毎月、月初めから15日までの間に指定口座へ振り込まなければならない。

(活動規定)

第12条 このクラブの活動規定を以下の通りとする。

(1)このクラブの活動を練習・試合・その他のイベントとする。

(2)このクラブの活動は週2回以上の活動を原則とし、会費対象規定数を月8回以上とする。

但し、諸事情により月単位で規定数を満たせない場合は、年間96回以上を規定数とし、

年間規定数を満たせなかった場合は、対象となる月の月会費を返金とする。

(クラブスタッフ)

第13条 このクラブに次のスタッフを置く。

(1)代表者：1名(クラブ運営を総理する。)

(2)運営スタッフ：若干名(クラブ運営の監査及び運営に関わる重要事項の審議を行う。)

(3)コーチングスタッフ：若干名(サッカー指導に携わる。)

(4)その他のスタッフについては必要に応じ運営スタッフが審議し、代表が定め任命する。

2 スタッフに関しては、原則として任期を1年間とするが、継続する場合はその限りではない。

3 スタッフが次の各号のひとつに該当する場合には、代表の判断により解任することが出来る。

(1)この規約に違反したとき。

(2)このクラブの名誉を傷つけ、また、目的に反する行為をしたとき。

4 前項の規定によりスタッフを解任しようとする場合は、決定の前に当該者に弁明の機会を与えなければならない。

(運営スタッフ)

第14条 運営スタッフはクラブ運営を監査し、運営に関わる事項の審議・決定を行うことが出来る。

(会員個人情報)

第15条 このクラブ入会時及び活動により取得された個人情報に関しては、個人情報保護法に則り、MFAにて適切に管理・保管する。尚、個人情報の使用に関しては以下の項目とする。

(1)活動に係る連絡事項の通知において。

(2)個人登録が必要となる場合において。(公式戦参加に必要とされる登録、保険加入の際、等)

(3)会員名簿の作成等

(4)その他、活動に必要となる事項での使用

(肖像権)

第16条 このクラブに関係する全ての肖像権は判例に定められた権利に基づき、クラブ及び会員相互にSNS等への利用の際に個人情報と共に尊重されるものとする。

(怪我・事故)

第17条 このクラブ活動中に発生した怪我や事故に関しては、クラブ側に重大な過失がない限り、スポーツ安全保険等をもって対処する。

(規約の決議)

第18条 この規約の条項の追加・削除・変更等に関しては、MFA総会にて決議され代表が定める。

(同 意)

第19条 このクラブに入会する者は、この規約に同意しなければならない。